

【別添】

表 前回答申における今後の課題及び第Ⅱ期基本計画における指摘事項に対する厚生労働省の対応状況（検証・検討結果）の概要

前回答申における今後の課題及び 第Ⅱ期基本計画における指摘事項	左記課題・指摘事項に対する厚生労働省 の対応状況（検証・検討結果）の概要
<p>(1) 就業・雇用形態の区分に関する用語・概念の見直し【前回答申における今後の課題】</p> <p>就業・雇用形態の区分に関する用語・概念については、平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（平成24年9月25日統計委員会）において、厚生労働省は、所管統計調査について、異なる統計間の当該用語の整合性の確保等の観点から必要な見直しを行うこととされており、これを受けて、同省は、現在、事業所・企業統計を中心検討を行っているところである。</p> <p>したがって、本調査における世帯員の就業・雇用形態に関する調査事項（略）に使用されている用語については、今後、取りまとめられる当該検討の結果を踏まえ、平成28年の大規模調査の企画の際に必要な見直しを行う必要がある。</p>	<p>世帯を対象とする調査は、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ。以下「ガイドライン」という。）において適用対象外となっており、就業関係項目を調査している他の世帯調査との整合性を図るため、当面は現状のままとしたいと考えている。</p> <p>なお、今後のガイドラインにおける世帯調査の取扱いに係る検討状況及び他の世帯調査の動向を踏まえつつ、所要の見直しを行っていく予定である。</p>
<p>(2) 睡眠に関する調査事項の在り方の検討【前回答申における今後の課題】</p> <p>就寝時刻については、社会的には昼夜逆転等生活スタイルの多様化を象徴する事柄ではあるが、学術的には健康に影響を及ぼすか否かに関して、いまだに結論が得られていない。そのため、就寝時刻に関する学術的な議論を踏まえた上で、今後、睡眠に関する調査事項の在り方を検討する必要がある。</p>	<p>有識者による「健康づくりのための睡眠指針の改定に関する検討会」（座長：内山真日本大学医学部精神医学系主任教授）が開催され、睡眠に関する科学的根拠に基づいて議論が行われた。これを踏まえて策定した「健康づくりのための睡眠指針2014」（平成26年3月厚生労働省健康局）に基づき睡眠分野における国民の健康づくりのための取組を行っているところであり、同指針においては「眠くなつてから寝床に入り、起きる時間は遅らせない。眠たくなつてから寝床に就く、就寝時刻にこだわりすぎない。」といったことが定められている。</p> <p>また、就寝時刻及び睡眠時間については、総務省が実施する社会生活基本調査（基幹統計調査）において調査され、所要の集計表が作成されているところである。</p> <p>以上のことから、本調査において、就寝時刻について把握する必要性はないと考えている。</p>
<p>(3) 非標本誤差の縮小等に向けた取組【前回答申における今後の課題】</p> <p>前回答申の課題（注1）である非標本誤差の縮小及び基本計画（注2）における指摘事項である所得票及び貯蓄票の標本規模の拡大の実施に当たり、調査事項の大額な縮減、郵送調査の導入、調査時期の統一、コールセンターの導入等の方策は、重要な事柄である。その重要性に鑑み、平成28年の大規模調査の企画までにこれらの方策の有効性について検証して、その結果を当該調査に反映させる必要がある。</p> <p>また、中・長期的には、非標本誤差を解</p>	<p>➤ 非標本誤差の縮小への取組について</p> <p>① 集計値を補正する理論の利用可能性について、有識者による「国民生活基礎調査の標本設計・推定手法等に関する研究会」（座長：岩崎学成蹊大学理工学部教授）において検討し、研究結果を取りまとめた（平成23年3月）。当該研究結果では、世帯票に回答したが所得票に回答しなかった世帯について、傾向スコアという方法により所得額を推計し、調査対象世帯全体の総所得の補正の可能性を検討した結果、一定の有効性は確認できたものの、補正方法には幾つかの手法があり、どれか一つの手法を補正手段として有効であると特定することはできなかった。このため、傾向スコ</p>

<p>析し、集計値を補正する理論の利用可能性に関する検討について、これまでの厚生労働省における検討の結果等も踏まえ、引き続き取り組む必要がある。</p> <p>(4) 所得票及び貯蓄票による調査の標本規模の拡大【第Ⅱ期基本計画における指摘事項】</p> <p>国民生活基礎調査（基幹統計調査）の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果において、都道府県別表章が可能となるよう標本規模を拡大することについて試験調査等を実施し、その結果を踏まえて検討する（平成28年調査の企画時期までに結論を得る。）。</p>	<p>アによる補正結果を公的統計として採用することは困難であると考えている。</p> <p>② また、非標本誤差の縮小の観点からは、回収率の向上を図ることが有効な手段であると考えている。このため、平成22年の国勢調査結果及び本調査結果（推計値）の比較・分析の結果、若年層や都市部における捕捉が十分でないことが非標本誤差発生の背景と考えられること等を踏まえ、現行の調査員調査を基本としつつ、若年層や都市部を中心に面接不能世帯（面接も連絡も取れないような世帯）を対象に「郵送回収」を平成29年以降の本調査（簡易調査）実施時に合わせて試行的に実施することとしている。当該試行的実施を通じ、「郵送回収」に係る課題や問題点を検証した上で、調査員の面接不能世帯に係る訪問の実態等も踏まえつつ、本調査における面接不能世帯を対象とした「郵送回収」の実施可能性について検討していくことを考えている。また、当該検討に資する情報を得るために、今回調査では、従来の未回収世帯に係る欠票情報に加え、新たに調査員の訪問回数を把握する予定である。</p> <p>なお、オンライン調査の導入については、都市部を中心とした若年単身世帯の捕捉率の改善に資することが期待されるが、現行の本調査の実施方法のままではシステム化になじまないことや、費用対効果の観点から、現時点においては難しいと考えている。</p> <p>③ 第Ⅱ期基本計画において、府省横断的な統計上の課題として欠測値の補完等が掲げられており、その研究等について検討し、取組の推進を図ることとされている。</p> <p>厚生労働省としては、これまで傾向スコアによる総所得の推定といった最新の研究を含め可能な範囲で様々な検討・研究等を行っており、また、本調査が集落抽出法といった特徴的な標本設計を採用しているということ等からも、府省横断的な検討等の場では当省が検討・研究等を通じて蓄積した知見や情報等を提供するなど必要な協力を積極的に行っていきたいと考えている。</p> <p>また、これに関連して、国勢調査及び本調査の結果で世帯数に差異が生じている点について、今後国勢調査の個票データを活用した分析等を行うため、所要の手續等を含め必要な検討・取組を進めていくこととしている。</p> <p>➤ 所得票及び貯蓄票による調査の標本規模の拡大について</p> <p>① 単純に標本規模を拡大することとした場合、現行の報告者数、調査員数及び予算を大幅に増加する必要があり、現在の予算事情等を考慮すると難しい。このため、現行の予算を前提とした調査方法等の見直しによる調査の効率化を図り標本規模を拡大することについて、平成26年に試験調査を実施し検討することとしていた。</p>
--	--

	<p>② しかしながら、当該試験調査は、予算が確保できなかったことから実施することができなかつた。このため、試験調査に代わる方法として、本調査の調査ルート（調査系統）である地方公共団体（保健・福祉部局及び保健所・福祉事務所）及び調査員を対象に、調査事項を大幅に縮減した新調査票案によって、i) 郵送調査の導入、ii) 調査時期の統一、iii) 調査ルートの一元化等といった方策によって実施した場合の実施可能性等を検討するため、アンケート調査等を実施した。</p> <p>③ その結果、i) 大幅な調査事項の削減によっても、報告者及び地方公共団体等の負担は必ずしも軽減されないこと、ii) 削減される調査事項の中には厚生労働行政の根幹に関わるものが多く、調査事項の削減により失われる情報と得られる新たな情報との見合いで妥当とはいえないとの指摘があること、iii) 調査時期の統一及び調査ルートの一元化によっても、増加する業務に支障なく対応可能か否かについては地方公共団体の組織体制により実情に大きな差があることなどが明らかとなつたことから、事実上困難であると考えている。</p>
--	--

- (注) 1 「諮問第21号の答申 国民生活基礎調査の変更について」（平成22年1月25日付け府統委第8号）において、今後の課題として、「本調査における非標本誤差の縮小に向か、平成22年に実施される国勢調査の結果と本調査の結果との間で生じた差異も含め、上記2(4)で述べた調査票回収率の向上策（※平成22年に実施される本調査から、所得票の自計方式化や集合住宅の管理人等に対する自治体職員による協力依頼の実施などの措置を採用）の効果を検証する必要があるほか、近年、非標本誤差を解析し、集計値を補正する理論の研究が進んできていることから、それらの利用可能性に関する検討も併せて行う必要がある。」ことが指摘されている。
- 2 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）において、「国民生活基礎調査の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別表章が可能となるよう、これらの調査票の標本規模を拡大すること等について検討する。」ことが指摘されている。

